

参加契約書

TCG オークション（以下、「甲」とする。）と、イベント参加者である_____（以下、「乙」とする）は、_____年 月 日に行われた甲が主催するオークション参加イベント（以下、「本件イベント」とする）の参加条件として。次の通り参加契約書（以下、「本契約」とする）を終結した。

第1条 乙は甲に本件イベントの参加条件として、本件イベントのチケット画面の提示及び乙の所在を確認できる身分証（運転免許証・学生証等）の提出を行う。

2 前項の場合において習得した個人情報または本件イベントのチケットにおいて偽造及び乙自身のものでない身分証、偽造のチケットの提示を行い本件イベントに参加したことが発覚した場合、本件イベントを妨害したことで発生する賠償金として5,000,000円を請求するものとし、私文書偽造又は有印公文書偽造の罪に相当するため、警察機関への通報を即刻行うものとする。

3 前項の場合において習得した個人情報は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含みます。）及び適用ガイドライン等（以下、これらを総称して「個人情報保護法等」といいます。）を遵守し、運用するものとする。

第2条 乙は、本件イベントの運営スタッフの指示に従い、円滑なイベント進行に協力することを誓う。

2 前項の場合において運営スタッフの指示に従わず、円滑なイベント進行を乙が妨害したと甲及びその運営スタッフが見做した場合、乙を本件イベントから除外し、乙に対して一切の保証はしないとする。

3 乙が第2項によって本件イベントから除外された際、その時点で落札された商品がある場合、支払わなければならない、第3条に記載された要件を適応する。

第3条 乙は、如何なる理由であろうと、本件イベントで落札した商品の返品及び返金を行う際は、その商品の落札金額である20%を甲に支払うものとする。

2 前項の場合において、正規の商品でないことを理由に商品の返品及び返金を行う際は、その限りではなく、無償での返品・及び返金を行うことができる。

- 3 第2項よる正規でない商品とは、鑑定会社を経由して正式な商品であることを認められた商品、明らかに事前の説明と乖離のある出品物を指すものであり、それ以外では現行の古物商法に準じたものとする。

第4条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 1 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 4 この媒介契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

5 甲又は乙の一方について、この媒介契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この媒介契約を解除することができます。

- ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
- イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

6 乙が前項の規定によりこの媒介契約を解除したときは、乙は、甲に対して、違約金として 50,000,000,000 円を請求することができる

第5条 本件イベント会場のハウスルールは会場運営会社のハウスルールに準ずる。

第6条 上記以外の事項について、全て本件イベント関係者の判断・指示に乙は従うものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を制作し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲
乙